

**「指定都市への事務権限及び税財源の移譲推進と多様な大都市制度の実現に向けた  
指定都市市長会提言」及び「多様な広域連携の取組による生活機能の確保等  
に向けた指定都市市長会提言」に係る要請活動記録**

## 1 要請活動の概要

### (1) 提言・要請内容

- ①指定都市への事務権限及び税財源の移譲推進と多様な大都市制度の実現に向けた指定都市市長会提言（別紙1）
- ②多様な広域連携の取組による生活機能の確保等に向けた指定都市市長会提言（別紙2）

### (2) 日時・要請先など

令和2年11月16日（月）

時間・場所	要請先	提言・要請
11時00分から11時15分 内閣府	坂本 哲志 地方創生担当大臣	①
13時35分から13時50分 総務省	武田 良太 総務大臣	①・②
14時25分から14時35分 首相官邸	坂井 学 官房副長官	①

### (3) 要請者

林 文子 横浜市長（指定都市市長会会長）  
久元 喜造 神戸市長（総務・財政部会長）※総務大臣及び官房副長官に共同で要請

## 2 要請概要

### (1) 林横浜市長による説明

- ・多様な大都市制度の実現に関する要請について、「多様な大都市制度の早期実現」のため、久元市長をリーダーとするプロジェクトを設置し、特別自治市の法制化に向けた素案の策定を進めていく。

### (2) 久元神戸市長による説明

- ・多様な大都市制度の実現に関する提言について、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。大都市制度の議論を加速させ、早期実現を図ることにより、地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるように願います。
- ・広域連携に関する提言について、人口減少社会の中では圏域での行政サービス維持が重要。連携中枢都市圏の取り組みについて地方財政計画に盛り込むなど財政措置の拡充や制度の法制化、三大都市圏における制度拡充など検討をお願いします。

### (3) 武田大臣の発言

- ・要請内容は理解した。警察行政などの事務配分や財源などの検討が必要。

### (4) 坂井官房副長官の発言

- ・要請内容は理解した。「災害救助法のように手上げ方式で一部は指定都市が担ってはどうか」という意見も聞いている。

【参考】要請時の写真



(坂本 内閣府地方創生担当大臣)



(武田 総務大臣)



(坂井 官房副長官)

## 指定都市への事務権限及び税財源の移譲推進と 多様な大都市制度の実現に向けた指定都市市長会提言

現行の指定都市制度は、60年以上前に暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化などの課題や圏域全体の活性化・発展の牽引役として指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなっていない。

指定都市は、その規模や歴史・文化をはじめ、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、それぞれが異なる特性を持っており、各都市においても、その地域にふさわしい大都市制度の実現を目指した取組を行っている。

こうした中、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が施行され、法に基づく二度目の住民投票が実施された一方で、従来から指定都市市長会が提案している「特別自治市」制度に関する法的整備はされていないなど、均衡の取れた大都市制度とはなっていない。

大都市制度について検討がなされた第30次地方制度調査会において、「特別市（仮称）」の検討には意義があるとされたものの、当面の対応として道府県から指定都市への権限移譲が徐々に進められているのみであり、制度創設に向けた検討は進んでいない状況である。

また、新型コロナウイルス感染症対策においては、指定都市が所在する道府県内の感染者数の約半数を指定都市が占める中、保健所、学校、保育所、介護施設等を所管する指定都市がより一層大きな役割を果たすことができるようにするなど、地域の実情に応じた権限移譲の必要性を認識したところである。

地域・圏域の成長のエンジンとなる指定都市への事務権限と税財源の移譲をさらに進めながら、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現するため、下記のとおり提言する。

記

- 1 従来から指定都市市長会が提案し、第30次地方制度調査会で検討の意義が示された「特別自治市」制度（第30次地方制度調査会答申では「特別市（仮称）」）など大都市制度の議論を加速させ、早期実現を図ることにより、地域の実情に応じた多様な大都市制度を選択できるようにすること。
- 2 基礎自治体の「現場力」と大都市の「総合力」を併せ持つ指定都市に対し、地域の実情に合わせた事務・権限と税財源の更なる移譲をより積極的に進めること。

令和2年11月5日  
指定都市市長会

## 多様な広域連携の取組による 生活機能の確保等に向けた指定都市市長会提言

令和2年6月、第32次地方制度調査会において、「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（以下「答申」という。）が取りまとめられた。

答申では、2040年頃にかけて生じる人口構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により再認識された人口の過度の集中に伴うリスク等に適応していくための地方行政のあり方の一つとして、「地方公共団体の広域連携」が掲げられ、その基本的な考え方や方向性が示されている。

その中でも特に、「多様な広域連携の取組による生活機能の確保」として、市町村が、自ら選択した広域連携の取組により、地域で住民が快適で安心な暮らしを営んでいくことができるよう、必要な行政サービスを提供していくことが重要であると言及されている。また、今後、連携中枢都市圏等のほか、様々な市町村間の広域連携によって特に地域において必要な生活機能を確保していくことが必要であることを踏まえ、連携により生活機能を確保しようとする際に関係市町村に発生する需要に応じ、適切な財政措置を講じる必要があることが示されている。

一方、これまで指定都市市長会が要望してきた連携中枢都市圏制度等の法定化や三大都市圏における連携促進に向けた新制度の創設などについては、答申において、具体的な言及がなされていない。

これらを踏まえ、連携中枢都市圏や三大都市圏において、地域の中核的な役割を担う指定都市が、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃に向けて、近隣市町村と連携しながら、地域に必要な行政サービスを提供し続けることができるようにするため、下記のとおり提言する。

記

- 1 今後、連携中枢都市圏において、地域の中核的な役割を担う指定都市が、近隣市町村と連携しながら、各地域における必要な生活機能の確保をはじめとする標準的な行政サービスをより安定的に行うために必要な歳出を地方財政計画に見込むことにより地方交付税の必要額の確保を行うなど適切な財政措置を早急に講じること。
- 2 連携中枢都市圏制度について、地方自治体の自主性や自立性を十分に尊重しつつ法定化することにより安定的に推進できる仕組みとすること。
- 3 三大都市圏における財政面等の支援を含む連携促進に向けた既存制度の拡充や、新制度の創設等の早期実現に向けた検討を積極的に行うこと。

令和 2 年 11 月 5 日  
指定都市市長会